

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

改正後	現 行																																																																								
(様式第2-6号)	(様式第2-6号)																																																																								
長野県	長野県																																																																								
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）	多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）																																																																								
<p>1. (略)</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア.地域資源の基礎的保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活動の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>100 安全施設の適正管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>・水路の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>活動の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>101 配水操作</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>・計画に基づいた配水操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>活動の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>ため池</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	100 安全施設の適正管理	活動内容	・水路の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	101 配水操作	活動内容	・計画に基づいた配水操作を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	<p>1. (略)</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア.地域資源の基礎的保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活動の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>100 安全施設の適正管理</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>・水路の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>活動の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>水路</td> </tr> <tr> <td>活 動</td> <td>101 配水操作</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>・計画に基づいた配水操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>活動の追加</th> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>ため池</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>ため池</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活動の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	100 安全施設の適正管理	活動内容	・水路の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	活 動	101 配水操作	活動内容	・計画に基づいた配水操作を行うこと。	活動要件	—	区 分	活動の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池
区 分	活動の追加																																																																								
構成項目	実践活動																																																																								
対象施設等	水路																																																																								
活動項目	水路																																																																								
活 動	100 安全施設の適正管理																																																																								
活動内容	・水路の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。																																																																								
活動要件	—																																																																								
区 分	活動の追加																																																																								
構成項目	実践活動																																																																								
対象施設等	水路																																																																								
活動項目	水路																																																																								
活 動	101 配水操作																																																																								
活動内容	・計画に基づいた配水操作を行うこと。																																																																								
活動要件	—																																																																								
区 分	活動の追加																																																																								
構成項目	実践活動																																																																								
対象施設等	ため池																																																																								
活動項目	ため池																																																																								
区 分	活動の追加																																																																								
構成項目	実践活動																																																																								
対象施設等	水路																																																																								
活動項目	水路																																																																								
活 動	100 安全施設の適正管理																																																																								
活動内容	・水路の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。																																																																								
活動要件	—																																																																								
区 分	活動の追加																																																																								
構成項目	実践活動																																																																								
対象施設等	水路																																																																								
活動項目	水路																																																																								
活 動	101 配水操作																																																																								
活動内容	・計画に基づいた配水操作を行うこと。																																																																								
活動要件	—																																																																								
区 分	活動の追加																																																																								
構成項目	実践活動																																																																								
対象施設等	ため池																																																																								
活動項目	ため池																																																																								

活 動	102 安全施設の適正管理
活動内容	・ため池の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	103 配水操作
活動内容	・計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	104 定期的な見回り
活動内容	・堤体・取水施設・洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。
活動要件	—
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
活 動	105 異常気象時の施設操作
活動内容	・大雨時等の水路等の地域排水機能を増進させるため、ゲート等の操作を行うこと。 ・大雨時の地域排水を促進するため、排水ポンプを臨時に稼動する等により、排水ブロック外に排出すること。
活動要件	活動計画書に位置付けた水路等について、洪水、台風、地震時等（[削除]が収まった後）に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
活 動	106 除排雪、融雪剤の散布
活動内容	・活動計画書に位置づけた農用地、水路、ため池、農道等の路面・路肩・法面やその周辺部施設の除排雪や融雪剤の散布を行い、農業生産に支障が生じないようにすること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地

活 動	102 安全施設の適正管理
活動内容	・ため池の転落防止柵等の安全施設について、塗装や簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	103 配水操作
活動内容	・計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	104 定期的な見回り
活動内容	・堤体・取水施設・洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。
活動要件	—
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
活 動	105 異常気象時の施設操作
活動内容	・大雨時等の水路等の地域排水機能を増進させるため、ゲート等の操作を行うこと。 ・大雨時の地域排水を促進するため、排水ポンプを臨時に稼動する等により、排水ブロック外に排出すること。
活動要件	活動計画書に位置付けた水路等について、洪水、台風、地震時等（[削除]が収まった後）に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
区 分	活動の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	共通
活 動	106 除排雪、融雪剤の散布
活動内容	・活動計画書に位置づけた農用地、水路、ため池、農道等の路面・路肩・法面やその周辺部施設の除排雪や融雪剤の散布を行い、農業生産に支障が生じないようにすること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地

活動項目	農用地
活動	6 鳥獣害防護柵等の保守管理（防風ネット等の適正管理）
活動内容	・防風ネットや防霜施設等の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理
活動内容	・農用地の草刈り等や害虫駆除、有害鳥獣の追い払い・追い上げ活動を適切に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。
<u>区分</u>	<u>活動内容の追加</u>
<u>構成項目</u>	<u>実践活動</u>
<u>対象施設等</u>	<u>水路</u>
<u>活動項目</u>	<u>水路</u>
<u>活動</u>	<u>9 水路附帯施設の保守管理（管理道路の管理）</u>
<u>活動内容</u>	<u>・活動計画書に位置付けた水路の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。</u>
<u>活動要件</u>	<u>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。</u>

(注) 下線は「追加箇所等を示す」

④ 略

(2) 略

(3) 略

3～6 (略)

<参考1> (略)

<参考2> (略)

活動項目	農用地
活動	6 鳥獣害防護柵等の保守管理（防風ネット等の適正管理）
活動内容	・防風ネットや防霜施設等の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理
活動内容	・農用地の草刈り等や害虫駆除、有害鳥獣の追い払い・追い上げ活動を適切に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。

[新設]

(注) 下線は「追加箇所等を示す」

④ 略

(2) 略

(3) 略

3～6 (略)

<参考1> (略)

<参考2> (略)

(別紙1)

長野県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 (略)

2 (略)

第2 活動の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

(1) (略)

(2) (略)

(3) 実践活動

ア (略)

イ 水路(開水路・パイプライン)に関する活動内容

7 水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・ 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じない

(別紙1)

長野県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 (略)

2 (略)

第2 活動の説明

1 地域資源の基礎的な保全活動

(1) (略)

(2) (略)

(3) 実践活動

ア (略)

イ 水路(開水路・パイプライン)に関する活動内容

7 水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・ 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じない

ようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□ かんがい期前の注油

- ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ ゲート類等の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□ 遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ 管理道路の管理

- ・ 活動計画書に位置付けた水路の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

2 (略)

ようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□ かんがい期前の注油

- ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ ゲート類等の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□ 遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

[新 設]

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

2 (略)

(別紙2)

長野県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動：地域資源の質的向上を図る共同活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 (略)

2 (略)

3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用 53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 54 地域住民による直営施工 55 防災・減災力の強化 56 農村環境保全活動の幅広い展開 57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 59 県、市町村が特に認める活動 60 広報活動・農的関係人口の拡大	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 広報活動・農的関係人口の拡大 を毎年度実施する。

第2 活動の説明

1 (略)

2 (略)

3 多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

- ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

- ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

- ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

(別紙2)

長野県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動：地域資源の質的向上を図る共同活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 (略)

2 (略)

3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用 53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 54 地域住民による直営施工 55 防災・減災力の強化 56 農村環境保全活動の幅広い展開 57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 59 県、市町村が特に認める活動 60 広報活動	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 広報活動 を毎年度実施する。

第2 活動の説明

1 (略)

2 (略)

3 多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

- ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

- ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

- ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

- ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択し実施する対象組織、又は第3に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・ 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

59 都道府県、市町村が特に認める活動

- ・ 都道府県が策定した地域活動指針において、多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。

60 広報活動・農的関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

第3 (略)

- ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択し実施する対象組織、又は第3に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・ 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

59 都道府県、市町村が特に認める活動

- ・ 都道府県が策定した地域活動指針において、多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。

60 広報活動

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

第3 (略)

別添資料

(様式第2-6号) 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

(別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)

(別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

(別紙3) 施設の長寿化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針